

信州中野商工会議所の会員の皆様へ

事業復活支援資金事前確認について（必ず予約をしてから来所下さい）

信州中野商工会議所の会員の皆様が事業復活支援金の申込をする際に当所が確認すべき事項は下記の通りです。以下をご記入いただき**予約をされてから**来所して下さい。

また、登録確認は電話でもできます。

※当所は登録確認機関であり、申請サポートは実施しておりません。

予約電話番号 0269-22-2191 経営支援課

以下を記入して必ず**予約**を取り来所して下さい

事業所名 _____

屋 号 _____

1 事業形態 ☐にチェックマーク✓を付けて下さい

☐中小法人等

☐個人事業者等（事業所得） ☐個人事業者等（主たる収入が雑所得、給与所得）

申請希望者の情報

申請ID : _____

電話番号 : _____

【中小法人等の場合】

・法人番号 : _____

・法人名 : _____

【個人事業者の場合】

氏名 : _____

生年月日 : _____

裏面に続く

2 信州中野商工会議所の会員について□にチェックマーク✓を付けて下さい

☐会員である ☐会員ではない

3 宣誓・同意事項等の確認 確認後□にチェックマーク✓を付けて下さい

- ☐ 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- ☐ 対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

<補足>

- ・復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要である。
 - ・新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさない。
- ☐ 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。
- ☐ 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
- ☐ 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。
- ☐ 復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
- ☐ 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。
- ☐ 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。